

気象警報等の発表や交通機関の運休等における授業の取扱いについて

教 務 部

気象警報等の発表や交通機関の運休における臨時休業及び気象警報等の解除による授業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 気象警報が発表された場合の取扱い

- ア 暴風警報（以下暴風雪警報を含む）が京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京丹波町のいずれかに発表された場合は自宅待機とする。
- イ 警報発表が解除された場合の取扱い
 - (ア) 午前6時までに警報が解除された場合は、第1校時から平常授業とする。
 - (イ) 午前8時30分までに警報が解除された場合は、第3校時から平常授業とする。
 - (ウ) 午前10時10分までに警報が解除された場合は、第5校時から平常授業とする。
 - (エ) 午前10時10分の時点で警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
- ウ 南丹・京丹波地域に暴風警報は発表されていないが、居住地または通学経路となる地域に暴風警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
なお、暴風警報が解除され、安全が確認できた場合は前項に準じ、登校することとする。
- エ 登校後に暴風警報が発表された場合は学校より指示する。

(2) 大雨危険警報（レベル4）が発表された場合

- ア 大雨危険警報が京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京丹波町のいずれかに発表された場合は自宅待機とする。
- イ アの大雨危険警報が解除され、大雨警報に切り替わった場合でも、当該警報発表中では引き続き、自宅待機とする。
なお、当該警報が解除された場合については、通学経路の安全に充分配慮し、上の(1)のイに準じることとする。
- ウ 登校後に危険警報が発表された場合は、学校待機又は通学経路の状況に応じて、緊急下校等の措置とし、保護者へ引き渡す際には、引き渡しのために来校する保護者の安全にも配慮する。

その他の危険警報については(5)の取扱いに準ずる。

(3) 特別警報が発表された場合の取扱い

- ア 特別警報が在家庭時、京都府全域、京都府南部、南丹・京丹波、京丹波町のいずれかに発表された場合は、特別警報発表時は「直ちに命を守る行動をとること」が前提となることから自宅に待機するとともに、在住の市町村からの避難指示に従い適切に行動し、決してむやみに外出することのないよう、安全の確保に努める。
- イ アの特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合でも、当該警報発表中では引き続き、自宅待機とする。
なお、当該警報が解除された場合については、通学経路の安全に充分配慮し、上の(1)のイに準じることとする。
- ウ 登校後に特別警報が発表された場合は、学校待機又は通学経路の状況に応じて、緊急下校等の措置とし、保護者へ引き渡す際には、引き渡しのために来校する保護者の安全にも配慮する。

(4) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合の取扱い

- ア 授業日の場合は、該当日については原則として臨時休業とする。
- イ 土日及び祝日、長期休業中の場合は、部活動や補習等の教育活動を中止する。

(5) 避難指示が発表された場合の取扱い

- ア 学校の所在地である京丹波町丹波地区に避難指示が発表された場合は、避難を優先し登校しないものとする。
- イ 生徒が居住する市町村を含む地域に避難指示が発表された場合についても、避難を優先し登校しないものとする。
- ウ ア及びイの避難指示が解除された場合については、通学経路の安全に充分配慮し、上の(1)のイに準じることとする。
- エ 登校後に避難指示が発表された場合は学校より指示する。

(6) 通学で利用している交通機関が運休等した場合の取扱い

通学で利用している交通機関が運休、不通又は運転見合わせの場合は、自宅待機とする。

(7) 欠席、遅刻等の取扱いについて

欠席、遅刻等については、状況を確認の上、判断する。

(8) 回復措置について

上の(1)から(6)により臨時休業をした場合については、できるだけ早い時期に回復措置を講じるものとする。

*公共交通機関や居住地の状況によって個別に判断

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
レベル 5 特別警報	氾濫特別警報	大雨特別警報	土砂災害特別警報	高潮特別警報
	(5) のとおり	校内規定 (3) に準ずる。 自宅待機 特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合でも、当該警報発表中では引き続き、自宅待機とする。	(5) のとおり	
レベル 4 危険警報	氾濫危険警報	大雨危険警報	土砂災害危険警報	高潮危険警報
	(5) のとおり	自宅待機	(5) のとおり	
レベル 3 警報	通常授業	通常授業*	通常授業	通常授業
レベル 2 注意報	通常授業	通常授業	通常授業	通常授業
レベル 1	通常授業	通常授業	通常授業	通常授業

	暴風	暴風雪	大雪
特別警報	自宅待機	自宅待機	自宅待機
	校内規定 (3) に準ずる。 自宅待機 特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合でも、当該警報発表中では引き続き、自宅待機とする。		
警報	自宅待機	自宅待機	通常授業*
注意報			

*大雨危険警報が解除され、大雨警報に切り替わった場合でも、当該警報発表中では引き続き、自宅待機とする。